

令和2年度 大江町新型コロナウイルス感染症対策関連  
(リフォーム) 住宅支援事業補助金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 町長は、住宅の質の向上及び新型コロナウイルス感染症の影響を受け低下が懸念される町民の住宅投資意欲を喚起し、県内経済の活性化を図るとともに、「新・生活様式」に対応した住まいづくりを推進するため、新型コロナウイルス感染症対策としてリフォーム工事を行う町民に対し、大江町補助金等の適正化に関する規則（昭和56年3月23規則第3号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「住宅」 町内に存する住宅で、自らが所有し、かつ、自らが居住する建築物をいう。
- (2) 「空き家」 事業、貸付け及び居住を目的とした使用がなされていない建築物（新築後に当該建築物での居住の実態が全くないもの及び賃貸用のものを除く。）であって、次のいずれかにより取得又は賃借し、かつ、自らが居住することとなるものをいう。
  - イ 売買（平成31年4月1日以降に成立し、買主が個人であるもの及び平成31年4月1日以降に中古住宅診断を受けたものに限る。）
  - ロ 贈与（平成31年4月1日以降に成立し、受贈者が個人であるものに限る。）
  - ハ 相続（平成29年4月1日以降に相続したものに限る。）
  - ニ 賃貸借（平成31年4月1日以降に成立し、賃借人が個人であるものに限る。）
- (3) 「住宅等」 住宅、空き家をいう。
- (4) 「リフォーム工事」 別表第1から別表第3までに掲げる工事をいう。ただし、表中に記載のない工事については、県と市町村が協議して追加できるものとする。
- (5) 「県内業者」 県内に住所を有する個人事業者又は県内に本店若しくは主たる事務所を有する法人をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 住宅等のリフォーム工事を行う者
- (2) 申請時において町内に住所を有する者又は工事完了報告書の提出までに町内に転入し居住する者
- (3) リフォーム工事を行う住宅に居住する全員について諸税等に滞納がないこと。

(補助対象工事)

第4条 補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 住宅等のリフォーム工事を行うものであること。
- (2) リフォーム工事の施工にあたり、県内業者と請負契約を締結するものであること。

と。

- (3) 令和2年9月1日以降に補助対象事業に係る工事に着手したものであること。
- (4) リフォーム工事に要する費用には、令和2年度山形県住宅リフォーム総合支援事業に係る補助金の対象とした工事に要する費用、災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第6号に基づく応急修理に要する費用及び浸水住宅復旧緊急支援事業に係る補助金の対象とした工事に要する費用を含まないこと。

#### （補助金の額）

- 第5条 補助金の額は、補助対象工事を行う住宅1戸につき、リフォーム工事に要する費用の2分の1に相当する額又は20万円のいずれか低い額以内の額とする。
- 2 第1項第1号のリフォーム工事に要する費用には、工事に付随する設計及び工事監理に要する経費並びに消費税及び地方消費税を含むものとする。
  - 3 第1項の規定により算定した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

#### （補助金の交付申請）

- 第6条 規則第5条に規定する補助金等交付申請書の提出期限は町長が別に定める日とし、書類は次のとおりとする。
- (1) 補助事業に係る工事見積書（当該リフォーム工事に他の補助金対象工事を含む場合は、それぞれの対象工事の見積額が明確に区分されているものに限る。）
  - (2) 補助事業を実施する前の工事箇所の写真
  - (3) 工事図面（工事の内容が確認できるものに限る。）
  - (4) その他大江町長が必要と認める書類
  - (5) 公簿等の閲覧同意書
- 2 補助金の交付申請は、住宅1件につき年度内1回限りとする。

#### （補助金の交付決定）

- 第7条 町長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、適正と認められた場合は、補助金の交付を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

#### （工事の変更又は中止）

- 第8条 前条の規定により交付決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、リフォーム工事の内容変更又は中止について承認を受けようとする場合は、規則第7条第1号又は第2号の規定により、あらかじめ大江町新型コロナウイルス感染症対策リフォーム補助金変更（中止）承認申請書（別記様式3号）を町長に提出しなければならない。
- 2 町長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、申請内容の変更又は中止について認められたときは、その旨を補助決定者に通知するものとする。

#### （実績報告）

- 第9条 規則第14条に規定する補助事業等実績報告書の提出期限は、令和3年2月28日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。
- (1) 補助事業に係る工事請負契約書及び工事代金領収書の写し
  - (2) 補助事業実施中及び完了時の工事箇所の写真（実施前写真と比較できるもの）
  - (3) 第6条に規定する交付申請時に町内に居住していなかった補助決定者について

は、住民票の写し

(4) その他町長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第 10 条 町長は、前条の規定による報告があったときは、報告書等の審査及び調査等を行い、その報告を適正と認めた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、規則第 15 条に規定する補助金の額の確定通知書により補助決定者に通知する。

(交付決定の取消及び補助金の返還)

第 11 条 町長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取消することができる。

(1) 偽りやその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 補助金の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) その他町長が補助金の交付決定を取消すべき事由があると認めたとき。

2 前項の規定により補助金の交付決定を取消された交付対象者が、既に補助金の交付を受けているときは、町長の請求に応じ、交付を受けた補助金を返還しなければならない。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

この要綱は、令和 2 年 1 0 月 2 3 日から施行する。

別表第1

住宅内にウイルスを持ち込まない工事

工事内容	
1-1	宅配ボックスを設置する工事
1-2	モニター付きインターホンを設置する工事
1-3	開閉や施錠などをタッチレスで行える玄関ドアを設置又は既設の玄関ドアをタッチレス玄関ドアに改修する工事
1-4	玄関脇手洗い器を設置する工事
1-5	タッチレス水栓器具を設置する工事

別表第2

住宅内の感染拡大を防止する工事

工事内容	
2-1	玄関ドアを閉めたままでも換気できる通風式玄関ドアや玄関に網戸を設置する工事
2-2	居室を喚起するための換気設備を設置する工事
2-3	感染が疑われる家族を隔離するためのステイルーム（室内に洗面台とトイレを設置する）工事
2-4	感染リスクを少なくするためトイレを1か所以上増設する工事
2-5	抗菌・抗ウイルス機能のある建材へ更新する工事（内装材、手すり等）
2-6	住宅内に手洗い器を追加設置する工事
2-7	居室等の換気のために新たに開口部や網戸を追加する工事又は既設の開口部に網戸を設置する工事
2-8	洋式便座を自動開閉式便座に交換する工事

別表第3

テレワーク又はリモート授業に対応する工事

工事内容	
3-1	テレワーク等を行うための防音に配慮した工事
3-2	居室等の一角でテレワーク等を行えるワークスペースを設置する工事